オ 羅十一〇二八
ク 利廿二〇廿三、二五〇二八
ヤ 利廿七〇三四、申六〇一、十三〇一、廿三〇四、約一〇十七
マ 詩九八〇二　結廿〇九、十四、廿二
ケ 利二五〇一
イ 民六〇二　出十一〇廿、廿一、廿九　母十一〇十一、二八
ロ 出廿〇十三

ユホバなり　四五 我かれらの先祖等とむすびし契約をかれらのために追憶さん彼らい前わ我がろの神とならんとて國々の人の目の前わてエジプトの地より導き出せし者なり我いユホバなり　四六 是等いすおいちユホバがシナイ山わおいて己とイスラエルの子孫の間わモーセによりて立たまひし法度と條規と律法なり

第二十七章

一 ユホバモーセに告て言たまいく　二 イスラエルの子孫につげてこれに言へ人もし誓願をのけおびなんぢの估價わあたがひてユホバに獻納物をなすべし　三 なんぢの估價いかくすべしすないち二十歳より六十歳までに男にた其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り　四 女わいろの價を三十シケルに估るべし　五 また五歳より二十歳までは男にいろの價を二十シケルに估り女わは十シケルに估るべし　六 また一箇月より五歳までい男にいろの價を銀五シケルに估り女わいろの價を銀三シケルに估るべし　七 また六十歳より上い男にいろの價を十五シケルに估り女わい十シケルわ估るべし　八 ろの人もし貧くして汝の估價わ勝ざる時は祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきおり祭司いろの誓願者の力わあたがひて估價をなすべし　九 人もしろのユホバに禮物として獻ることを爲すところの牲畜の中を取り誓願の物となしてユホバわ獻る時ハ其物い都て聖し　十 之を更むべからずまた佳を悪わ悪を佳わ易べからず若し牲畜をもて牲畜わ易るおとをせば其と其に易たる者ともに聖なるべし　十一 もし人のユホバわ禮物として獻ぐることを爲ざるところの汚たる畜の中ならばろの畜を祭司の前に牽いたるべし　十二 祭司いまたろの佳悪わあたがひてこれが估價をなすべし即ちろの價は祭司の估るところわよりて定むべきなり　十三 ろの人若これを贖むんとせばろの估る價にまた之が五分の一を加ふべし　十四 また人もしろの家をユホバに聖別さゝげたる時い祭司ろの佳悪にあたがひて之が估價を爲べし即ちろの價い祭司の估るところによりて定むべきなり　十五

ロ 利二七〇十三
ハ 利二七〇十五、十九

ニ 利二七〇十三
ホ 利二五〇十五、十六
ヘ 利二七〇十三
ト 利二五〇十二、八、廿一
チ 利二七〇二八
リ 民十八〇十四　結四四〇二九
ヌ 利二五〇十二、二五
ル 利二七〇十八
ヲ 利二七〇十二、十二、十三
ワ 利二七〇廿一　書六〇十七、十八、十九
カ 出十三〇二十、十二、廿二〇　申民十八〇十七　申十五〇十九
ヨ 利二七〇十二、十二、十三
タ 出廿〇十三　民三〇四七、十八〇十六　結四五〇十二
レ 民廿一〇二十三
ソ 創二八〇廿二　民十八〇廿一、二四　代下廿一〇五、六十二　尼十三〇十一　馬三〇八十

ろの人もし家を贖むんとせばろの估價の金わまた之が五分の一を加ふべし然せば是い自分の有とならん　十六 人もしその遺業の田野の中をユホバに獻ぐる時は其處に撒る〜種の多少わあたがひてこれが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルわ算べきなり　十七 もしその田野をヨベルの年より獻たる時いろの價い汝の估れる所によりて定むべし　十八 もし又その田野をヨベルの後わ獻たる時い祭司そのヨベルの年までわ遺れる年の數わあたがひてその金を算へこれわ准じてその估價を減すべし　十九 ろの田野を獻たる者若これを贖むんとせばろの估價の金の五分の一をこれに加ふべし然せば是いその人に歸せん　二十 然ど若その田野を贖ふおとをせず又いこれを他の人わ賣ことをなさば再び贖ふことを得じ　二一 その田野いヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくユホバに歸して聖き者となり祭司の產業とおらん　二二 若また自己ご買たる田野にしてその遺業にあらざる者をユホバに獻たる時い　二三 祭司ろの人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼い汝の估れる金高をろの日ユホバにたてまつりて聖物となすべし　二四 ヨベルの年にいたればろの田野い賣主おるろの本來の所有主わ歸るべし　二五 汝の估價いみお聖所のシケルにあたがひて爲べし二十ゲラを一シケルとおす　二六 但し牲畜の初子はユホバに歸すべき初子なれば何人もこれを献べからず牛わもあれ羊わもあれ是はユホバの所屬なり　二七 若し汚たる畜おらば汝の估價わあたがひてこれにろの五分の一を加へてろの人これを贖ふべし若これを贖ふことをせずば汝の估價わあたがひて之を賣べし　二八 但し人がその凡て有る物の中より取て永くユホバに納めたる奉納物は人わもあれ畜わもあれその遺業の田野わもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物いみおユホバわ至聖物たるおりまた人の中永く奉納られて奉納物とおれる者も贖ふべからず必ず殺すべし　二九 地の十分の一い地の產物わも

ツ 利二七〇十三
チ 耶卅三〇十三 結廿〇三七 柴七〇十四
ナ 利二七〇十
ラ 利二六〇四六

れ樹の菓ゐもゐれ皆ヱホバの所屬にしてヱホバゐ聖きゐり 三一 人もしその獻ぐる十分の一を贖そんとせば之ゐまたその五分の一を加ふべし 三二 牛または羊の十分の一について凡て杖の下を通る者の第十番にゐたる者ハヱホバに聖き者なるべし 三三 その佳惡をたづぬべからずまた之を易べからず若これを易る時ハ其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず 三四 是等はヱホバがシナイ山においてイスラエルの子孫のためにモーセに命じたまひし誡命ゐり

利未記終

イ 出十九〇一　民十〇十二、十三
ロ 出二五〇廿二
ハ 出卅〇十二、三八〇二六
民二六〇二、六三〇六四
得下二四〇二　代上廿一〇二

ニ 民二〇十四
ホ 民七〇二　代上二七〇十六
ヘ 出十八〇廿一、二五

民數紀畧

第一章

一 エジプトの國を出たる次の年の二月の一日にヱホバシナイの曠野に於て集會の幕屋の中にて
二 モーセゐ告て言たまハく 三 汝等イスラエルの子孫の全會衆の惣數をろの宗族ゐ依り其父祖の家に循ひて
四 核べその諸の男丁の名の數と頭數とを得よ 五 すゐハちイスラエルの中凡て二十歳以上にして戰爭にいづ
るゐ勝る者を汝とアロンろの軍旅ゐまたがひて數ふべし 六 また諸の支派おのゐ〳〵ろの父祖の家の長たる
七 者一人を出して汝等とゐもゐらしむべし 八 汝らとゐもゐ立べき人々の名ハ是ゐり 九 即ちルベンよりハシデ
ウルの子エリヅル 十 シメオンよりハツリシヤダイの子シルミエル 十一 ユダよりハアミナダブの子ナション
十二 イッサカルよりハツアルの子ネタニエル 十三 ゼブルンよりハヘロンの子エリアブ 十四 ヨセフの子等の中ゐ
十五 てハエフライムよりハアミホデの子エリシヤママナセよりハパダツルの子ガマリエル 十六 ベニヤミンより
十七 ハギデオニの子アビダン 十八 ダンよりハアミシヤダイの子アヒエゼル 十九 アセルよりハオクランの子パギエ
二十 ルガドよりハデウエルの子エリアサフ 二十一 ナフタリよりハエナンの子アヒラ 是等ハ會衆の中より選み
出されし者ゐてその父祖の支派の牧伯またイスラエルの千人の長なり 二十二 かくてモーセとアロンこゝゐ名
を擧たる人々を率領て 二十三 二月の一日ゐ會衆をことゞく集めければ彼等その宗族ゐ循ひその父祖の家に
二十四 ゐたがひその名の數ゐゐたがひて自分の出生を述たり斯二十歳以上の者ことゞく核へらる 二十五 ヱホバの
命じたまひしごとくモーセシナイの曠野にて彼等を核數たり 二十六 すゐハちイスラエルの長子ルベンの子等
より生れたる者をその宗族によりろの父祖の家ゐゐたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る
男丁を數へたるその名の數に依りその頭數によれば 二十七 ルベンの支派の中にろの核數られし者四萬六千五

百人ありき　三二　またシメオンの子等より生れたる者等をろの宗族によりその父祖の家に云たごひて核べ二十歳以上ゐして戰爭にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數ゐ依りその頭數ゐ依べ　三三　シメオンの支派の中ゐその核數られし者五萬九千三百人ありき　三四　またガドの子等より生れたる者をその宗族に依りその父祖の家に云たがひて核べ二十歳以上ゐして戰爭に出るゐ勝る男子を數へたるにその名の數に依れど　三五　ガドの支派の中ゐその核數られし者四萬五千六百五十人ありき　三六　ユダの子等より生れたる者をろの宗族に依りろの父祖の家ゐ循ひて核べ二十歳以上ゐして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるゐろの名の數ゐ依れべ　三七　ユダの支派の中ゐろの核數られし者七萬四千六百人ありき　三八　イッサカルの子等より生れたる者をろの宗族に依りろの父祖の家に云たがひて核べ二十歳以上ゐして戰爭に出るに勝る男丁を數へたるゐその名の數に依べ　三九　イッサカルの支派の中にその核數られし者五萬四千四百人ありき　三十　ゼブルンの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家ゐ云たがひて核べ二十歳以上ゐして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれど　三一　ゼブルンの支派の中に其核數られし者五萬七千四百人ありき　三二　ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者をろの宗族ゐよりろの父祖の家に云たごひて核べ二十歳以上ゐして戰爭にいづるゐ勝る男丁を數へたるゐろの名の數に依れど　三三　エフライムの支派の中にろの核數られし者四萬五百人ありき　三四　又マナセの子等より生れたる者をろの宗族ゐ依りろの父祖の家ゐ循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるゐ勝る男丁を數へたるにろの名の數に依れど　三五　マナセの支派の中にろの核數られし者三萬二千二百人ありき　三六　ベニヤミンの子等より生れたる者をろの宗族ゐよりろの父祖の家に云たごひて核べ二十歳以上にして戰爭ゐいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれど

ベニヤミンの支派の中ゐろの數へられし者三萬五千四百人ありき　三八　ダンの子等より生れたる者をろの宗族によりその父祖の家に云たごひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數によれど　三九　ダンの支派の中にその核數られし者六萬二千七百人ありき　四十　アセルの子等より出たる者をその宗族に云たごひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれば　四一　アセルの支派の中にろの核數られし者四萬一千五百人ありき　四二　ナフタリの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家に云たごひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれば　四三　ナフタリの支派の中にろの數へられし者五萬三千四百人ありき　四四　是すゐはちろの核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとしその牧伯等い十二人にして各々ろの父祖の家のために出たるゐり　四五　斯イスラエルの子孫をろの父祖の家に云たごひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに　四六　其核數られし者都合六十萬三千五百五十人ありき　四七　但しレビの支派の人いろの父祖に云たがひて核數らるゝこと無りき　四八　即ちヱホバモーセに告て言たまひけらく　四九　惟レビの支派のみい汝これを核數べからずまたろの總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざるゐり　五十　なんぢレビ人を云て律法の幕屋とろの諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等いろの幕屋とろの諸の器具を運搬ぶことを爲しまたこれごの役事を爲し幕屋の四圍にろの營を張べし　五一　幕屋を移す時いレビ人これを拆卸し幕屋を立る時いレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者い殺さるべし　五二　イスラエルの子孫いろの軍旅に循ひて各々自己の營にろの天幕を張り各人その隊の纛の下に天幕を張べし　五三　然どレビ人い律法の幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆

チ 出三八〇二六、十二〇三七　民二〇世二六〇五一
リ 民二〇世三三、三〇、四〇、二六〇五七　代上六〇、世一〇六
ヌ 民二〇世三二、二六〇六二
ル 出三八〇世一、民三〇七、八、四〇十五、二五、二六、二七、世三
ヲ 民三〇世三、二九、三五、三八
ワ 民十〇十七、世一
カ 民三〇十三、八、十八〇世二
ヨ 民三〇二、三四
タ 民二〇五十
ト 民二六〇六四

の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕屋をあづかり守るべし　五四　是においてイスラエルの子孫ユホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯おこなへり

第二章

一　ユホバモーセとアロンに告て言たまはく　二　イスラエルの子孫は各々ろの隊の纛の下わ營を張てその父祖の旗號の下わ居るべくまた集會の幕屋の四圍において之にむかひて營を張べし　三　卽ち日の出る方東に於てはユダの營の纛の下わつく者その軍旅に在たがひて營を張りアミナダブの子ナションユダの子孫の牧伯となるべし　四　その軍旅すなはちその核數られし者ハ七萬四千六百人　五　ろの傍に營を張る者ハイッサカルの支派なるべし而してツアルの子チタニエルイッサカルの子孫の牧伯となるべし　六　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ五萬四千四百人　七　またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブゼブルンの子孫の牧伯となるべし　八　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ五萬七千四百人　九　ユダの營の軍旅すなはち核數られし者ハ都合十八萬六千四百人是等の者首先に進むべし　十　また南の方わ於てルベンの營の纛の下につく者ろの軍旅わ在たがひて居りシデウルの子エリツルルベンの子孫の牧伯となるべし　十一　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ四萬六千五百人　十二　ろの傍わ營を張る者ハシメオンの支派なるべし而してツリシヤダイの子シルミエルシメオンの子孫の牧伯となるべし　十三　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ五萬九千三百人　十四　ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフガドの子孫の牧伯となるべし　その軍旅すなはちその核數られし者ハ四萬五千六百五十人　十五　ルベンの營の軍旅すなハちその核數られし者ハ都合十五萬一千四百五十人是等の者第二番に進むべし　十六　ろの次わ律法の幕屋レビ人の營とともに諸營の眞中にありて進むべし彼等ハその營を張がおとくに各々ろの隊に在たがひその纛に在たがひて進むべきなり　十七　また西の方においてハエフライムの營の纛の下につく者その軍旅に在たがひて居りアミホデの子エリシヤマエフライムの子孫の牧伯となるべし　十八　その軍旅すなはちその核數られし者ハ四萬五百人　十九　マナセの支派ろの傍にありてパダツルの子ガマリエルマナセの子孫の牧伯となるべし　二十　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ三萬二千二百人　二十一　ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの子アビダンベニヤミンの子孫の牧伯となるべし　二十二　ろの軍旅すなはちその數へられし者ハ三萬五千四百人　二十三　エフライムの營の軍旅すなはちその核數られし者ハ都合十萬八千一百人是等の者第三番に進むべし　二十四　また北の方に於ハダンの營の纛の下につく者ろの軍旅に循ひて居りアミシヤダイの子アヒエゼルダンの子孫の牧伯となるべし　二十五　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ六萬二千七百人　二十六　ろの傍に營を張る者ハアセルの支派なるべし而してオクランの子パギエルアセルの子孫の牧伯となるべし　二十七　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ四萬一千五百人　二十八　ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラナフタリの子孫の牧伯となるべし　二十九　ろの軍旅すなはちその核數られし者ハ五萬三千四百人　三十　ダンの營の核數られし者ハ都合十五萬七十六百人是等の者ろの旗號に在たがひて最後に進むべし　三十一　イスラエルの子孫のろの父祖の家わしたがひて核數られし者ハ是のごとし諸營の軍旅すなはちその核數られし者ハ都合六十萬三千五百五十人なりき　三十二　但しレビ人ハイスラエルの子孫とともに計へらるゝこと無りきすなはちユホバのモーセに命じたまへるが如し　三十三　是においてイスラエルの子孫ユホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに行ひ各々ろの宗族に依りろの父祖の家に依りその隊の纛に在たがひて營を張りまた進むことを爲せり

第三章

一　ユホバシナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にハアロンとモーセの一族左のごとくにてわ

レ 利十〇六、民八〇十九、十六〇四六、十八〇五、得上六〇十九
ソ 民三〇七、八、八〇二四、二五、二六、十八〇三、四、五、卅一〇卅四七、代上廿三〇卅一〇卅四七、代上廿三〇卅二、代下十三〇十一
イ 民一〇五一
ロ 書三〇四
ハ 民十〇十四、得四〇廿、代上二〇十、太一〇四、路三〇卅二、卅三
ホ 民一〇十四、七〇四二、四七、十〇十
ヘ 民十〇十八
ト 民十〇十七、廿一
ニ 民十〇十四
チ 民十〇廿二
リ 民十〇二五
ヌ 出三八〇二六、六、十一〇廿一、民一〇四
ル 民一〇四七
ヲ 民二四〇二、五、六

イ 出六〇廿三
ロ 出二八〇四一、利八〇、利十〇一、民二六〇六一、代上二四〇二
ハ 民八〇六、十八〇二
ニ 民一〇五七、八〇十一、十五、二四、二六
ホ 民一〇五七、八〇十一、十五、二四、二六
ヘ 民八〇十九、十八〇六
ト 民十八〇七
チ 民三〇三八、一〇五一、十六〇四十
リ 民三〇四一、八〇十六、十八〇六
ヌ 出十三〇二、利二七〇二
ル 出十三〇十二、十五、民八〇十七、廿三
ヲ 民三〇三九、二六〇六二
ワ 創四六〇十一、出六〇十六、民二六〇五七、代上六〇一、十六、廿三〇六
カ 出六〇十七
ヨ 出六〇十八
タ 出六〇十九

りき　二アロンの子孫ハ是のごとし長子ハナダブ次ハアビウエレアザルイタマル　三是すなわちアロンの子孫の名なり彼等ハ替膏ろゝがれ祭司の職に任ぜられて祭司となる　四ナダブとアビウハシナイの曠野にて異火をヱホバの前に献たる時にヱホバの前に死り子なしエレアザルとイタマルハろの父アロンの目の前ゐて祭司の職を爲り○　五ヱホバまたモーセに告て言たまゝく　六レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ　七彼らハ集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり　八すなわち彼等ハ集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし　九汝レビ人をアロンとろの子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等ハ全くアロンに與へられたる者なり　十汝アロンとろの子等を立て祭司の職を行ハしむべし外人の近づく者ハ殺されん　十一ヱホバすなわちモーセに告て言たまゝく　十二視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すゐわち首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り　十三首出ハすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出をことゞく擊ころせる時イスラエルの首出を人も畜もことゞく聖別て我ゐ歸せしめたり是ハわが有となるべし我ハヱホバなり　十四ヱホバシナイの曠野にてモーセに告て言たまゝく　十五汝レビの子孫をろの父祖の家に依りろの宗族に玄たゞひて核數よ即ち其一箇月以上の男子を核數べし　十六是においてモーセヱホバの言に循ひてろの命ぜられしごとくに之を核數たり　十七レビの子等の名ハ左のごとしゲルションコハテメラリ　十八ゲルションの子等の名ハろの宗族によれば左の如しリブニシメイ　十九コハテの子等の名ハろの宗族に依ば左のごとしアムラムイヅハルヘブロンウジエル　二十メラリの子等の名ハろの宗族によればマヘリムシなりレビ人の宗族ハろの父祖の家に依ば是のごとくなり　二一ゲルションよりリブニ人の族とシメイ人の族出たり是すなわちゲルション人の族なり　二二ろの核數られし者の數すなわち一箇月以上の男子の數ハ都合七千五百人　二三ゲルション人の族ハ凡て幕屋の後すなはち西の方に營を張べし　二四而してラエルの子ヱリアサフゲルション人の牧伯となるべし　二五集會の幕屋におけるゲルションの子孫の職守ハ幕屋と天幕とろの頂蓋および集會の幕屋の入口の幔と　二六庭の幕および幕屋と壇の周圍ゐる庭の入口の幔ならびにろの繩等凡て之ゐ用ふる物を守るべき事なり　二七またコハテよりアムラミ人の族イヅハリ人の族ヘブロン人の族ウジエリ人の族出たり是すなわちコハテ人の族なり　二八一箇月以上の男子の數ハ都合八千六百人是みな聖所の職守を守るべき者なり　二九コハテの子孫の族は凡て幕屋の南の方に營を張べし　三十而ゐてウジエルの子エリザパンコハテ人の族の牧伯となるべし　三一彼等の職守ハ律法の櫃、案、燈臺、諸壇、および聖所の役事に用うる器具ならびゐ幔等凡て其處ゐ用うる物を守るべき事なり　三二祭司アロンの子エレアザルレビ人の牧伯の長となり且聖所の職を守る者を統轄るべし　三三又メラリよりマヘリ人の族とムシ人の族出たり是すゐはちメラリの族なり　三四ろの核數られし者すなはち一箇月以上の男子の數ハ六千二百人　三五アビハイルの子ツリエルメラリの族の牧伯となり此族幕屋の北の方ゐ營を張べし　三六メラリの子孫の管理るべき者職守とすべき者は幕屋の板とろの横木ろの柱ろの座ろの諸の器具および其ゐ用うる一切の物　三七ならびに庭の周圍の柱とろの座ろの釘および其ろの繩なり　三八また幕屋の前ろの東の方すなはち集會の幕屋の東の方にハモーセとアロンおよびアロンの子等營を張りイスラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人の近づく者ハ殺されん　三九モーセとアロンヱホバの言に依りレビ人を悉く核數たるに一箇月以上の男子の數二萬二千あり　四十ヱホバまたモーセに言たまはく汝イスラエルの子孫の中の首出たる男子の一箇

レ 民一〇五三
ソ 民四〇二四、二五、二六
ツ 出二五〇九
ネ 出二六〇一
ナ 出二六〇七、十四
ラ 出二六〇三六
ム 出二七〇九
ウ 出二七〇十六
ヰ 出三五〇十六、十八
ノ 代上二六〇廿三
オ 民一〇五三
ク 民四〇十五
ヤ 出二五〇十
マ 出二五〇廿三
ケ 出二五〇廿一
フ 出二七〇一、廿〇一
コ 出二六〇廿二
エ 民一〇五三
デ 民四〇廿一、廿二
ア 民一〇五三
サ 民三〇七、八
キ 民十八〇五
ユ 民三〇十
メ 民二六〇六二
ミ 民三〇十五

シ 民三〇十二、四五
ア 民五〇十二、四一
ヒ 民三〇三九、四三
モ 出十三〇十三 民十八〇十五
セ 利二七〇六 民十八〇十六
ス 出卅〇十三 利二七〇三五
民十八〇十六 申四五〇十二
イ 民三〇四六、四七
ロ 民三〇四八
イ 民八〇二四 代上廿三〇三、二四、二七
ロ 民四〇十五
ハ 民四〇十九
ニ 出二六〇廿一
ホ 出三五〇十、十六
ヘ 出二五〇二五、十三

月以上なる者を盡く數へてろの名の數を計れ　四一　我ハ ニホバなり我ために汝レビ人を取りてイスラエルの子孫の中なる諸の首出子わ代へまたレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中なる諸の首出に代べし　四二　モーセすなはち ニホバの已に命じたまへるごとくにイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたり　四三　ろの數へられし首出なる男子の一箇月以上なる者いろの名の數に依ば都合二萬二千二百七十三人なりき　四四　すなハち ニホバモーセわ告て言たまへく　四五　汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人いわが所有とならん我ハ ニホバなり　四六　またイスラエルの子孫の首出子ハレビ人より多きこと二百七十三人なれば是等をむ贖ふべき者とおし　四七　ろの頭數に依て一人ごとに五シケルを取べし即ち聖所のシケルに循ひて之を取べきなり一シケルは二十ゲラなり　四八　汝ろの餘れる者の贖の金をアロンとろの子等に付すべし　四九　是わおいてモーセレビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を取り　五十　即ちモーセイスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルわ去たごひて金千三百六十五シケルを取り　五一　ろの贖はるゝ者の金をニホバの言わ去たごひてアロンとろの子等に付せり ニホバのモーセわ命じたまひし如し

第四章

一 ニホバまたモーセとアロンに告て言たまハく　二 レビの子孫の中よりコハテの子孫の惣數をろの宗族わ依りろの父祖の家に去たがひて計べ　三 三十歳以上五十歳までわして能く軍闘わ入り集會の幕屋に働作をおすことを得る者をことゞく數へよ　四 コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべき勤務ハ至聖物に關る者わして是のごとし　五 即ち營を進むる時ハアロンとろの子等まづ往て障蔽の幕を取おろし之をもて律法の櫃を覆ひ　六 ろの上に貘の皮の蓋をほどこしまたろの上に總青の布を打かけろの杠を差いるべし　七 また供前のパンの案の上わハ青き布を打かけろの上に皿、匙、杓、および酒を灌ぐ斝を置きまた常供のパンをろの上わあらしめ　八 紅の布をろの上に打かけ貘の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してろの杠を差いるべし　九 また青き布を取て燈臺とろの盞ろの燈鉗ろの剪燈盤および其わ用うる諸の油の器を覆ひ　十 貘の皮の蓋の内に燈臺とろの諸の器をいれてこれを棹にかくべし　十一 また金の壇の上に青き布を打かけ貘の皮の蓋をもて之を蓋ひろの杠を差いるべし　十二 また聖所の役事に用うる役事の器をことゞく取青き布に裹み貘の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし　十三 また壇の灰を取さりて紫の布をろの壇わ打のけろの上に役事をなすに用うる諸の器具すなわち火鼎肉叉火鏟鉢および壇の一切の器具をこれに載せ貘の皮の蓋をろの上わ打かけ而してろの杠を差とはすべし　十五 營を進むるわわたりてアロンとろの子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらむ則ちコハテの子孫いり來りてこれを舁べし然なゞら彼等い聖物に捫るべからず恐くハ死ん集會の幕屋の中なる是等の物ハコハテの子孫の擔ふべき者なり　十六 祭司アロンの子エレアザルハ燈火の油馨しき香、常供の素祭および灌膏を司どりまた幕屋の全體ろの中なる一切の聖物および其處の諸の器具を司どるべし　十七 ニホバまたモーセとアロンに告て言たまへく　十八 汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ人の中より絶るゝに至ら去むる勿れ　十九 彼等ゞ至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからんが爲に汝等かく之に爲べし即ちアロンとろの子等まづ入り彼等を去て各箇ろの役事わ就去めろの擔ふべき物を取去むべし　二十 彼等い入て須臾も聖物を觀るべからず恐くハ死ん○　二一 ニホバまたモーセに告て言たまへく　二二 汝ゲルションの子孫の總數をろの父祖の家に依りろの宗族わ循ひて去らべ　二三 三十歳以上五十歳までにして能く軍團わ入り集會の幕屋わ働作をなすことを得る者をことゞく

ト 出二五〇廿三、二九、廿利二四〇六、八
チ 出二五〇廿一
リ 出二五〇廿七、廿八
ヌ 出廿〇一、三
ル 民七〇九、十〇廿一 出廿一〇九 代下六〇十三 代上五〇二、十五
ヲ 代上十三〇九、十
ワ 民三〇廿一
カ 出二五〇六 利二四〇二
ヨ 出廿〇三四
タ 出二九〇四十
レ 出廿〇廿三
ソ 民四〇四
ツ 出十九〇廿一 代上六〇十九
子 民四〇三